

【 手術 】

831 椎弓形成（腰部脊柱管狭窄症）の算定について

《令和8年4月30日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い（変更前）

腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）における「6」椎弓形成の算定は椎弓数によることとする。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

厚生労働省告示※において、内視鏡下脊椎固定術又は椎間板摘出術の場合は、「椎間」と記載されており、椎間数での算定が妥当と考えるが、椎弓形成は「椎弓」と記載されているため、椎弓数での算定が妥当と考える。

以上のことから、腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）における「6」椎弓形成の算定は、椎弓数によることと判断した。

（※）診療報酬の算定方法

○ 取扱い（変更後）

腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）における「23」腰椎椎弓形成術の算定は椎弓数によることとする。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

厚生労働省告示※において、内視鏡下脊椎固定術又は椎間板摘出術の場合は、「椎間」と記載されており、椎間数での算定が妥当と考えるが、椎弓形成は「椎弓」と記載されているため、椎弓数での算定が妥当と考える。

以上のことから、腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）における「23」腰椎椎弓形成術の算定は、椎弓数によることと判断した。

（※）診療報酬の算定方法